



第80回
メーデー

反貧困・失業で共同広げよう

「なぐせ失業と貧困」をメインスローガンに開かれた第80回中央メーデー。会場には、「構造改革に怒！」「貧乏人は戦争に行けと言っのか！」「太郎・一郎 根っこは同じ。こんな政治はC.H.E.N.G.E.」などのプラカードやデコレーションがあふれました。

一元化強行でかつてない異動規模に 希望尊重のため「内内示」を

一元化への強制的配置NO!

5月13日、国税庁は「内部事務一元化全署実施後、課税内部に配置される署別の課税内部事務担当者数」を明らかにしました(表1)。

これを、現在の課税内部の実員と比較した場合、個人課税が約4割減、法人課税は5割減にすることが見通せました(表2)。

あわせて、「身上申告書の希望の変更等がある場合、速やかに変更届を提出せよ」と伝達してきました。

今年の定期異動は、一元化の強行実施でかつてない規模になります。

当局は、「身申記載内容に尊重・配慮するが、人事配置はあくまでも公務の要請に基づき行う」と強調しており、「一元化担当への強制的な配置を行わない保障はどこにもありません。

私たちは、本人の希望を徹底尊重するよう当局を追及していきます。

そのため、①6月上旬までに「内内示」を行い、本人の希望・意向等を丁寧に聴取すること、②聴取後、再度「内内示」し、本人の意向を尊重した人事配置に万全を尽くすよう求めていきます。

(表1) 一元化後の
内部担当者数

所得税等	内 2,816
	10,342
資産税	内 2,060
	3,674
法人税等	内 2,472
	11,117

注：内書きが内部事務担当者数(調査業務者含む)

(表2) 東京局三多摩8署
では課税内部はこうなる

個人課税	①現在の実員	内15
		113
	②一元化実施に伴う定員	69
	①/②	61%
法人課税	①現在の実員	102
	②一元化実施に伴う定員	52
	①/②	51%

注：内書きは1部門の資料担当



発行所
東京都千代田区霞ヶ関
財務ビル内(〒100-0013)
全国税労働組合
発行人 岡田 俊明
電話 (03) 3581-3678
FAX (03) 3507-0886
振替口座 00140-2-68514

“税務の職場”
何でも110番
zenkokuzei@aol.com

全国税は、職場で起こった問題を解決するため「税務の職場、何でも110番」を常時設置しています(電話とFAXは上記の番号まで)。ご活用ください。

◇全国税ホームページ◇
http://www.kokko-net.org/zenkokuzei

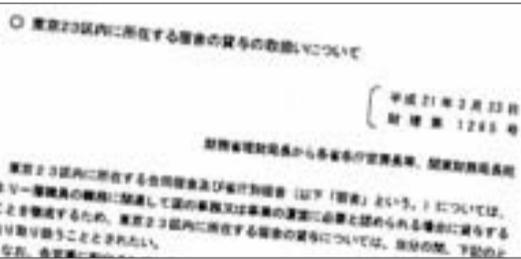
本省以外は23区内に住むな

人事権濫用し宿舎から追い出し図る

5月11日に開催された東京局宿舎委員会に突如、本省省職員以外は23区内の宿舎から追い出すという驚くべき内容の

「3月23日付財務省理財局通達」が配布されました。その内容(要旨)は次の通りです。

23区内の合同・省庁別宿舎は、国の事務又は事業の運営に必要と認められる場合に貸与すること



- ① 原則として、本省省の職員に貸与。
- ② 本省省以外の職員に対し、原則として、23区内に所在する宿舎を新たに貸与しないものとする。(略)なお、現に23区内の宿舎に居住している職員のうち、23区内に居住する必要が認められない職員については、人事異動等の機会を捉え23区外に振り替える。
- ③ 本省省以外の職員のうち23区外の独身用の宿舎を貸与することが困難な場合には、当該者から平成21年4月末までに貸与の申請がなされた時に限り、各官署が管理する23区内の独身用の省庁別宿舎を貸与する。

これまで、「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」主導で、23区内の宿舎360箇所・約2万2千戸(平成18年1月現在)を平成27年度までに112箇所・約1万5千戸に減少する計画が強引に推進されています。

この基本方針の下、人事権も濫用し、本省省勤務者以外の職員を23区内から追い出す通達であることが明白です。

この情報を知った職員からは、「冗談じゃない、本省以外の職員はモノ扱いなのか」等々怒りの声が噴出しています。

到底承服できない今回の取り扱ひの撤回を求め、東京地連と本部は、理財局や当局追及を行っています。

一時金「凍結」

「賃下げの悪循環」招く

給与法成立阻止へ 国会に波状行動

5月15日、政府は国家公務員の6月期の期末・勤労手当の一部を暫定的に「凍結」する給与法一部「改正」案を閣議決定し、国会に提出しました。

国公労連・全国税は、公務員の暮らしを直撃するばかりか、民間の賃金にも否定的影響を与え、公務・民間の一貫下げの悪循環を招く夏の一時的減額に反対し、その十分かつ慎重な議論を求めました。

しかし、補正予算案の審議と同様(衆議院はわずか6日間の審議で採決して参議院に送付)、給与法「改正」案を5月末までに成立させるため、まともな審議が行われないう状況にあります。

財務省は、「凍結」により人件費が約740億円削減できると発表していますが、地方公務員や国家公務員に準拠する層への波及を考えれば数千億円の波及を招く恐れがあります。

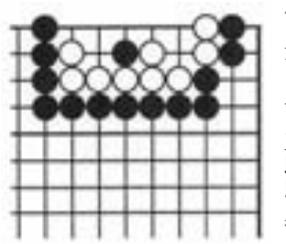
引き続き、「賃金と格差」解消、最低賃金の引き上げなど全ての労働者の賃金底上げに向けた運動と共同し、一時金「凍結」阻止のたたかいを強化していきます。

あわせて、夏の人事院勧告に向けた取り組みを通じ、劣悪な実態におかれています非正規労働者の処遇改善をめざします。

凍結による手当月数 (一般職員)

凍結分	凍結強行後
0.20	1.95 (期末1.25 勤労0.7)

詰碁
〈出題〉九段 石樽郁郎
黒先
(ヒント)
ナカテにして無条件で仕留めます。
(10分で二、三段以上)



そろばん弾

一元化後の課税内部担当者数が、別々に伝達された。この陣容で果たして課税内部事務は円滑に実施できるのか?との危惧は拭えない。具体的な数値も示さず、「局ごとに署別の事務量を積算し、これに応じて適切に人数を配置したもので、」各署のおかれる状況を反映し、画一的な配置割合とはならない」と言い放った。調査事務量は「どうなるのか」の疑問には、「事務年度開始後、各署の置かれている状況に即し策定する」現時点で具体的な調査事務量を算出することは困難」と門前払いした。内部事務に必要な事務量を確保し、残った事務量を調査に充てる」とつけ加えるが、内部事務崩壊寸前の現状が改善される保証は全くない。

国民平和大行進が出発

東京・夢の島から広島へ



「ゴールの港区役所(写真上)、川崎市役所前の組合員とOB(下)」

みんなで考えたい

女も男も、男も女も

健康で働きつづけるために



「核兵器のない世界を」の声を大きく響かせ、09年原水爆禁止国民平和大行進・東京―広島コースが6日スタート。19日静岡県、31日愛知県へ。

年齢や苦痛の有無にかかわらず休養をとり、安静に過ごすことが母性保護にとって大切です。先輩たちが勝ちとってきた健康で働き続けるための

権利であり、有効に使うことが大事です(取得には診断書等特別な証明は必要なく、本人の申し出により毎朝2暦日とれま

す。その場合、他の病気と区別するため、病気休暇理由欄に生理休暇のため

の休暇と明記することです。このほか、母性保護のための権利は、①産前休暇(6週間)、産後休暇(8週間)、②妊娠中の通勤緩和(1日1時間の範囲)、③妊娠中の補食・休憩、妊産婦の深夜・時間外勤務の制限、業務軽減等、健康診査・保健指導等があります。

こうした制度を「絵に描いたモチ」にしないこと、このほかに、母性保護の

別掲のように、「女性差別撤廃条約」では、母性保護の重要性をうた

い、その保護を義務付け、その保護を義務付け

ています。労働過重により母性機能

が重要で、お互いを尊重し

権利として保護して

り、お互いの差を認め合

ついても、「毎月とって

いる…3%」時どきと

ていない…76%」有給休暇

でとっている…4%(国公

解し合い、お互いを尊重し

を権利として保護して

り、お互いの差を認め

合つてこそ男女平等とい

えます。しかし、生理休暇

ひとつみても、「毎月と

っている…3%」時どき

とていない…76%」有

給休暇でとっている…

働く者の権利を行使して

みんなで考えよう働き方

育児・介護制度を利用し、いきいき働き続けよう

どんな休暇があるの？

取り方は？

育児休業	子どもが3歳に達する日(3歳誕生日の前日)までの間で希望する期間休業できる。	「育児休業承認請求書」に記入。
育児時間	子どもが小学校就学前までの間で希望する期間の始めまたは終わりに1日2時間を超えない範囲で、30分単位で取れる。	「育児休業承認請求書」に記入。
保育時間	子どもが1歳の誕生日の前日までの期間。勤務時間内に1日30分以内2回取れる。1日の勤務時間のどこで取るかは自由。2回(60分以内)まとめて取ることも可能。非常勤職員も取れる。(無給)	「特別休暇簿」に一括して記入。
育児・介護を行う職員の早出遅出勤務	小学校就学前の子の育児・介護を行う職員が、府省があらかじめ設定した早出遅出勤務用の時間設定の中から選択できる。	「早出遅出勤務請求書」に記入。予め請求。
育児・介護を行う職員の超勤制限	小学校就学前の子の育児・介護を行う職員が1回に請求できる「超過勤務免除」の期間の上限は1年以内の期間で1年又1年以内で月を単位として必要な期間を請求。要件を満たす限り繰り返し請求可。	「超過勤務制限請求書」記入。前日までに提出。
子の看護休暇	学校就学前の子どもの看護をする場合、職員1人につき5日間(日または時間単位で)取れる。非常勤職員も取れる。(無給)	「特別休暇簿」に記入。
介護休暇	6ヶ月の範囲内で、日・時間単位(連続・断続いづれも可)1時間単位の場合は、1日4時間以内。	「介護休暇簿」に記入。予め請求。
配偶者の出産休暇	妻が出産のために入院する日から産後2週間までの期間で、2日間(日または時間単位で)取れる。	「特別休暇簿」に記入。
男性職員の育児参加のための休暇	妻の産前産後の期間に、出産に係る子または上の子(小学校就学前)の養育のため5日間(日または時間単位で)取れる。	「特別休暇簿」に記入。



全国税研中央推進委員会が編集した「税金2009」(B5判・66頁)が完成。

本書は、三木義一・立命館大学教授の講演「日本の最近の税金問題を考える」、長谷川前本部書記長の特別報告「e-Tax 急拡大の問題点」、さらに税制一般・暮らしと税金・税務行政分科会のまとめや各種資料も収録。 ※お申込みは、全国税本部・地連、組合員まで。

このほか、母性保護の

権利であり、有効に使う

ことが大事です(取得に

は診断書等特別な証明は

必要なく、本人の申し出

により毎朝2暦日とれま

す。その場合、他の病気

と区別するため、病気休

暇理由欄に生理休暇のため

の休暇と明記すること

です。このほか、母性保

護のための権利は、①産

前休暇(6週間)、産後休

暇(8週間)、②妊娠中の

通勤緩和(1日1時間の範

囲)、③妊娠中の補食・休

憩、妊産婦の深夜・時間

外勤務の制限、業務軽減

等、健康診査・保健指導

等があります。こうした

制度を「絵に描いたモチ

」にしないこと、このほ

かに、母性保護の

権利であり、有効に使う

ことが大事です(取得に

は診断書等特別な証明は

必要なく、本人の申し出

により毎朝2暦日とれま

す。その場合、他の病気

と区別するため、病気休

暇理由欄に生理休暇のため

の休暇と明記すること

です。このほか、母性保

護のための権利は、①産

前休暇(6週間)、産後休

暇(8週間)、②妊娠中の

通勤緩和(1日1時間の範

囲)、③妊娠中の補食・休

憩、妊産婦の深夜・時間

外勤務の制限、業務軽減

等、健康診査・保健指導

等があります。こうした

制度を「絵に描いたモチ

」にしないこと、このほ

かに、母性保護の

権利であり、有効に使う

ことが大事です(取得に

は診断書等特別な証明は

必要なく、本人の申し出

により毎朝2暦日とれま

す。その場合、他の病気

と区別するため、病気休

暇理由欄に生理休暇のため

の休暇と明記すること

です。このほか、母性保

護のための権利は、①産

前休暇(6週間)、産後休

暇(8週間)、②妊娠中の

通勤緩和(1日1時間の範

囲)、③妊娠中の補食・休

憩、妊産婦の深夜・時間

外勤務の制限、業務軽減

等、健康診査・保健指導

等があります。こうした

制度を「絵に描いたモチ

」にしないこと、このほ

かに、母性保護の

権利であり、有効に使う

ことが大事です(取得に

は診断書等特別な証明は

必要なく、本人の申し出

により毎朝2暦日とれま

す。その場合、他の病気

と区別するため、病気休

暇理由欄に生理休暇のため

の休暇と明記すること

です。このほか、母性保

護のための権利は、①産

前休暇(6週間)、産後休

暇(8週間)、②妊娠中の

通勤緩和(1日1時間の範

囲)、③妊娠中の補食・休

憩、妊産婦の深夜・時間

外勤務の制限、業務軽減

等、健康診査・保健指導

等があります。こうした

制度を「絵に描いたモチ

」にしないこと、このほ

かに、母性保護の

権利であり、有効に使う

ことが大事です(取得に

は診断書等特別な証明は

必要なく、本人の申し出

により毎朝2暦日とれま

す。その場合、他の病気

と区別するため、病気休

暇理由欄に生理休暇のため

の休暇と明記すること

です。このほか、母性保

護のための権利は、①産

前休暇(6週間)、産後休

暇(8週間)、②妊娠中の

通勤緩和(1日1時間の範

囲)、③妊娠中の補食・休

憩、妊産婦の深夜・時間

外勤務の制限、業務軽減

等、健康診査・保健指導

等があります。こうした

制度を「絵に描いたモチ

」にしないこと、このほ

かに、母性保護の

権利であり、有効に使う

ことが大事です(取得に

は診断書等特別な証明は

必要なく、本人の申し出

により毎朝2暦日とれま

す。その場合、他の病気

と区別するため、病気休

暇理由欄に生理休暇のため

の休暇と明記すること

です。このほか、母性保

護のための権利は、①産

前休暇(6週間)、産後休

暇(8週間)、②妊娠中の

通勤緩和(1日1時間の範

囲)、③妊娠中の補食・休

憩、妊産婦の深夜・時間

外勤務の制限、業務軽減

等、健康診査・保健指導

等があります。こうした

制度を「絵に描いたモチ

」にしないこと、このほ

かに、母性保護の

権利であり、有効に使う

ことが大事です(取得に

は診断書等特別な証明は

必要なく、本人の申し出

により毎朝2暦日とれま

す。その場合、他の病気

と区別するため、病気休

暇理由欄に生理休暇のため

の休暇と明記すること

です。このほか、母性保

護のための権利は、①産

前休暇(6週間)、産後休

暇(8週間)、②妊娠中の

通勤緩和(1日1時間の範

囲)、③妊娠中の補食・休

憩、妊産婦の深夜・時間

外勤務の制限、業務軽減

等、健康診査・保健指導

等があります。こうした

制度を「絵に描いたモチ

」にしないこと、このほ

かに、母性保護の

権利であり、有効に使う

ことが大事です(取得に

は診断書等特別な証明は

必要なく、本人の申し出

により毎朝2暦日とれま

す。その場合、他の病気

と区別するため、病気休

暇理由欄に生理休暇のため

の休暇と明記すること

です。このほか、母性保

護のための権利は、①産

前休暇(6週間)、産後休

暇(8週間)、②妊娠中の

通勤緩和(1日1時間の範

囲)、③妊娠中の補食・休

憩、妊産婦の深夜・時間

外勤務の制限、業務軽減

等、健康診査・保健指導

等があります。こうした

制度を「絵に描いたモチ

」にしないこと、このほ

かに、母性保護の

権利であり、有効に使う

ことが大事です(取得に

は診断書等特別な証明は

必要なく、本人の申し出

により毎朝2暦日とれま

す。その場合、他の病気

と区別するため、病気休

暇理由欄に生理休暇のため

の休暇と明記すること

です。このほか、母性保

護のための権利は、①産

前休暇(6週間)、産後休

暇(8週間)、②妊娠中の

通勤緩和(1日1時間の範

囲)、③妊娠中の補食・休

憩、妊産婦の深夜・時間

外勤務の制限、業務軽減

等、健康診査・保健指導

等があります。こうした

制度を「絵に描いたモチ

」にしないこと、このほ

かに、母性保護の

権利であり、有効に使う

ことが大事です(取得に

は診断書等特別な証明は

必要なく、本人の申し出

により毎朝2暦日とれま

す。その場合、他の病気

と区別するため、病気休

暇